

大東市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成31年3月22日策定

本方針は、大東市における個人番号および特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために策定する。

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

大東市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）および大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第32号。以下「番号条例」という。）に定められた事務において特定個人情報等を取り扱う。番号法および番号条例では、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、大東市における管理体制、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する次に掲げる法令等を遵守する。

ア 番号法

イ 番号条例

ウ 大東市個人情報保護条例（平成9年条例第4号）

エ 特定個人情報等の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報等保護委員会告示第6号）

オ 大東市特定個人情報取扱規程（平成31年庁達第9号）

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失および毀損の防止その他の適切な管理のために必要

な安全管理措置を講じる。

(3) 適正な収集、保管、利用および提供ならびに廃棄

特定個人情報等は、番号法および番号条例に定められた事務のうち、利用目的の達成のために必要な範囲内で適正に収集、保管、利用および提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。

(4) 委託および再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部または一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき、大東市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する安全管理措置等については、継続的に見直し、その改善に努める。